

第二次郡山市協働推進基本計画 2022 年度実施報告に関する 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見

「第二次郡山市協働推進基本計画 2022 年度実施報告」に関して、令和 5（2023）年度第 1 回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会において委員から意見を伺いました。

【郡山市市民協働のまちづくり推進協議会】

開催日時：令和 5（2023）年 7 月 24 日（月曜日） 午前 10 時 00 分から 11 時 30 分まで

開催場所：郡山市役所西庁舎 5-1-1 会議室

出席委員：委員 15 名中 13 名

（順不同、敬称略）近内直美、佐々木康文、山田義文、佐々木心、福島勲、緑川沙智、大岡桂子、三部香奈、鈴木光二、秋元恵子、伊藤洋美、佐藤邦子、関本賢治

【郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見】

- 市民活動団体等が持続性のある活動を展開するためには、団体間の横のつながりや、公民連携が重要であり、今後も協働のまちづくりを推進する継続した取組みが必要である。
- 全体指標である市民意識調査における市民協働の満足度や重要度等に関しては、数値とともに市民からの具体的な意見についても把握し、今後の施策の推進に活用されたい。

郡山市協働のまちづくり推進条例（抜粋）

（協働推進基本計画）

第15条 市長は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、協働のまちづくりの推進に関する基本計画（以下「協働推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、協働推進基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条第 1 項の郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、協働推進基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、協働推進基本計画に基づき講じる施策の実施状況を公表するものとする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、協働推進基本計画の変更について準用する。

（市民協働のまちづくり推進協議会）

第16条 協働のまちづくりを推進するため、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、前条第 2 項の意見のほか、協働のまちづくりに関する事項について調査、審議及び評価をし、市長に意見を述べることができる。